

**Q** 特定調停で成立する内容は、どのようなものですか？

**A** 公正かつ妥当で経済的合理性を有するものです。つまり、実質的に公平で、法律などに違反するものでなく、債務者の事業の建て直しのために適切なものであって、しかも、そのような内容の合意をすることが当事者双方にとって経済的に合理的であるものです。

**Q** 申立ては、どうすればよいのですか？

**A** 申立てのときには、特定調停の手続を利用したいことを明らかにしてください。また、毎月どれくらいの額なら支払えるのか、返済期限をどのくらい猶予してもらいたいのかも示してください(法人の場合は、労働組合の名称なども明らかにしてください)。

**Q** 申立てのときに提出する資料としては、具体的にはどのようなものがありますか？

**A** 例えば、  
①資産(不動産、自動車、機械、預貯金、売掛金、手形債権など)の一覧表  
②債権者及び担保権者の一覧表  
③事業の状況がわかるもの  
(貸借対照表、損益計算書、資金繰表、会計帳簿などの写し)  
④借入れの内容がわかるもの(契約書などの写し)  
⑤これまでの返済の内容がわかるもの(領収証などの写し)  
などをできるだけ多く準備して、提出してください。


**Q** 債権者が特定調停手続の中で債権放棄などをした場合、税務上の取扱いはどうなるのですか？

**A** 債権者が特定調停手続の中で債権放棄などをした場合、その損金への算入等の取扱いについては、最終的には税務当局で判断されることとなりますから、不明な点があれば、手続が終了するまでに、税務署にご相談されることをお勧めします。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

29.12

裁判所 特定調停とは 検索

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 特定調停

の申立てをされる方のために

●●●●●●●●●● 事業を行っている方のために ●●●●●●●●●●  
事業の再建を図るために返済方法などを債権者と話し合う手続です。



最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

# 特定調停手続の流れ

## トラブルの発生

事業資金のための借入れなどが増えてしまって約束どおりに支払っていくことが難しい。



このままでは事業を続けていくことができない。

↓そこで

返済方法の変更を債権者と交渉した。

↓でも…

条件面などの調整がうまく進まない…



どうしても返済計画が立てられない場合には、破産手続などを利用することも考えられます。この手続については、最寄りの地方裁判所にお尋ねください。

## 受付



特定調停は、このままでは返済を続けていくことが難しい方が、債権者と返済方法などについて話し合って、事業の再建を図るための手続です。



受付窓口



申立て

受付に調停申立書を提出してください。



申立てのときには、債権者などとの交渉の経過を明らかにしてください。



既に開始されている民事執行手続の停止を求めたい場合は、受付でお尋ねください。

## 調停期日

申立人



残元本の額の見直しも考えてもらえませんか…?

残債務の確定

返済計画の検討



調停委員会  
(事案に応じて、会計、税務などの専門家が加わります。)

相手方



うーん…その点も含めて考えましょう。

調停委員会は、申立人から事業の状況、今後の返済方針などについて聴取した上で、相手方の意向を聴き、残っている債務を、どのように支払っていくことが経済的に合理的のかなどについて、双方の意見を調整していきます。

話し合いによって合意に達した場合

## 成立



申立人は、合意した内容どおりに返済していくことになります。



合意のとおり返済しないと、相手方（債権者）から、その内容を強制的に実現されることもあります。

調停に代わる決定

2週間以内に、異議の申立てがなければ、調停が成立したのと同じ効果が生じます。

不成立

どうしても折り合わない場合